具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
【人吉駅周辺】 ・[検討内容] -人吉駅前の交流拠点形成に向けた駅前空間・施設等の利活用方策の検討(SL 格納庫、展示館、人吉駅の活用等のコンテンツ) -駅及び駅前施設利用者向けの駐車場の配置検討	―	人吉駅及び周辺地域(中心市街地地区、青井地区)
・ＳＬ格納庫及び展示館の設計・整備	―	人吉駅
・ＪＲ肥薩線再開までの人吉駅及び駅前空間の暫定活用	―	人吉駅
・ランドマーク施設周辺の夜間景観の形成	―	まちなかエリア

②再建に課題のある地区における面的なまちづくりの推進

被災市街地復興推進地域に指定した青井地区、中心市街地地区の一部は、土地区画整理事業により、面的なまちづくりを推進します。

青井地区は、避難路・緊急輸送道路（国道４４５号）としての都市計画道路等や一時避難場所となる公園の整備を行い、防災性の向上を図ります。

併せて宅地の造成および適切な公共施設の整備改善により、未接道宅地や生活道路等の住環境の改善、賑わい創出のための拠点整備等による宅地の利用増進等を推進し、被災市街地の復興を図ります。

中心市街地地区は、紺屋町の一部の地域で、未接道宅地の解消のため新たな区画道路を整備するとともに、一時避難場所となる公園を整備します。

また、熊本県が管理する山田川の河川改修事業との連携により、事業区域内のかさ上げの実施や沿川の土地利用を推進し、被災市街地の復興を図ります。

具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
・紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の推進	―	中心市街地地区
・青井被災市街地復興土地区画整理事業の推進	―	青井地区

■青井被災市街地復興土地区画整理事業による区画道路・公園等の配置計画

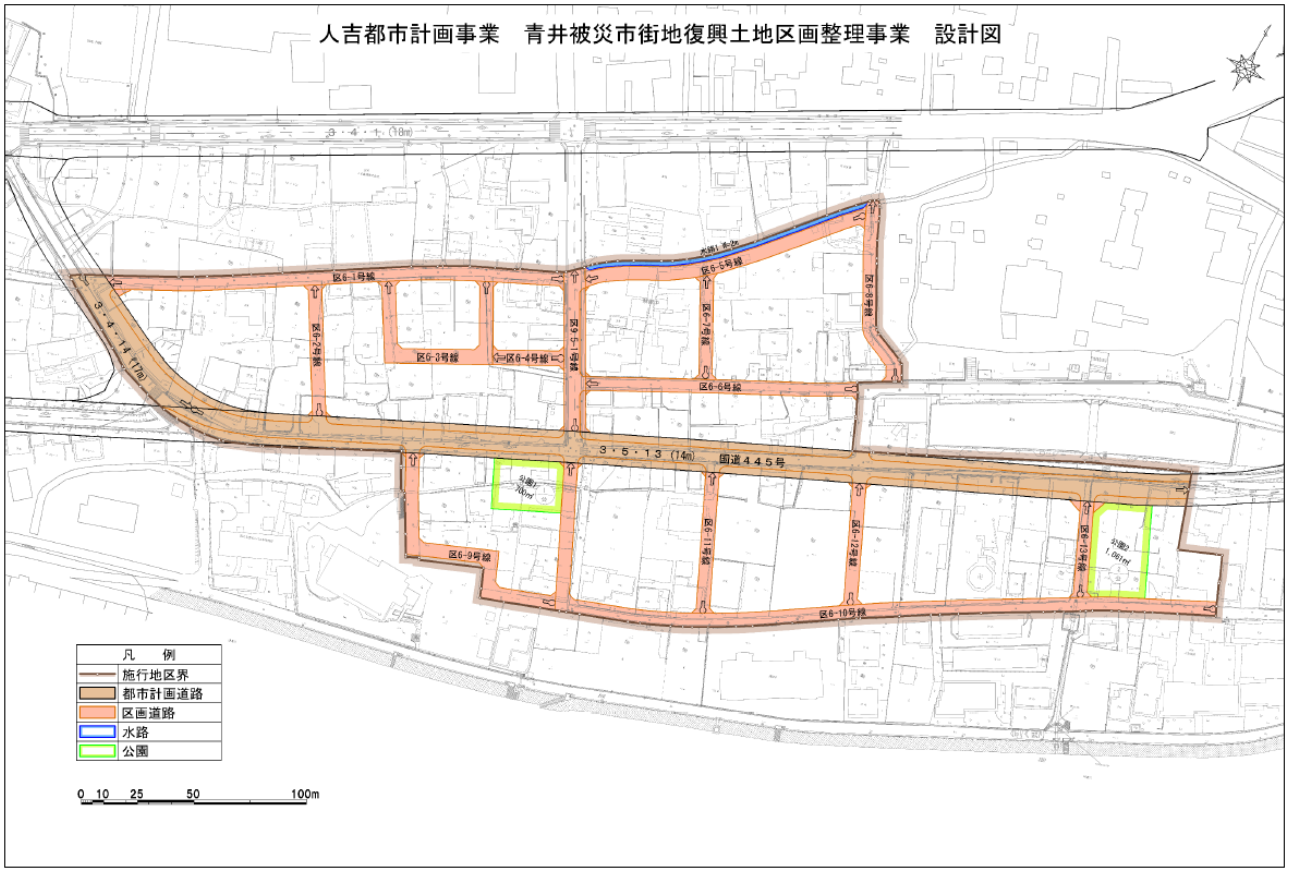

図出典：「青井被災市街地復興土地区画整理事業　事業計画書（第１回変更）」（令和６年１月）

■紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業による区画道路・公園等の配置計画

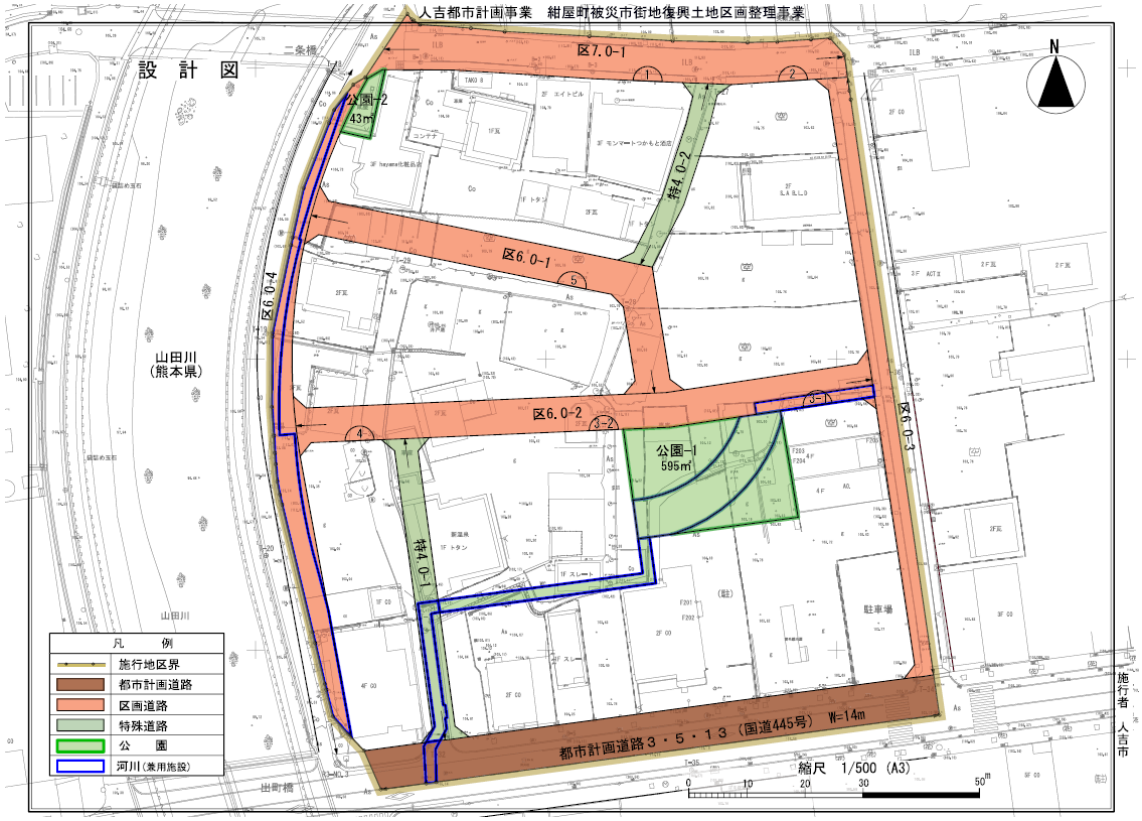

図出典：「紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業　事業計画書（第１回変更）」

（４）まちなかの回遊促進

他都市や他地区からの来街者のまちなかへの流入や拠点間の移動を円滑にし、かつ安全・安心に楽しみながら散策する環境を整えるため、総合的な自動車/歩行者ネットワークの構築を目指します。

主な取組

①　まちなかの交通ネットワークの形成

まちなかへの来街や拠点間の移動について、現在及び鉄道復旧後の交通需要を調査し、市民生活の利便性と来街者の回遊促進に資する交通施策を立案・推進します。

具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
・(仮称)まちなか交通総合戦略の策定(移動に関する需要調査、交通ネットワークの検討調査を含む)	―	まちなかエリア

②歩いて巡る環境づくり

まちなかの各種整備計画・事業計画等に位置付けられた街路や公園等について、整備や美装化を推進します。

また、沿道の土地・建物のルールづくり等により、歩いて楽しめる空間づくりを促進します。

併せて、民間事業者等による沿道空間の利活用を促進し、ハード・ソフト両面の取組により、まちなかの回遊動線となる散策ネットワークの形成を図ります。

具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
・まちなかの街路の高質化、公園の整備等	―	まちなかエリア
・沿道の空間づくりに寄与する地区計画制度の活用等	―	まちなかエリア

（５）球磨川の魅力を活かした賑わいの創出

本市の貴重な資源である球磨川の安全性、親水性、周遊性を向上する整備を行い、河川空間とまち空間が融合したまちづくりを推進します。

主な取組

①川を楽しむ親水空間の形成（かわまちづくり計画の推進）

球磨川及び沿川の空間を活かしたまちづくりについて、地域・事業者の活動支援等を行い、かわまちづくり事業の展開を促進します。

具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
・青井阿蘇神社と球磨川をつなぐ一体的な空間整備	―	青井地区
・山田川と市街地をつなぐ賑わいの場としての整備	―	中心市街地地区
・市民の憩いの場としての中川原公園の整備推進及びソフトコンテンツの連携	―	中川原公園
・城見庭園の水辺拠点・地域交流の場としての整備（HASSENBA との連動を含む）	―	中心市街地地区
・川遊び拠点の形成(天然プールの創出)	―	胸川合流部付近
・水辺の散策を促す堤防道路の整備	―	まちなかエリア

■かわまちづくり計画の概要

整備内容
国：護岸整備、階段護岸、水制工、坂路工、管理用通路、床固工、既存階段の改修、管理用通路の改良（舗装等）
県：堤防整備、護岸整備、階段護岸
市：広場整備、参道整備、公園整備、庭園整備、道路整備、案内看板、照明　等

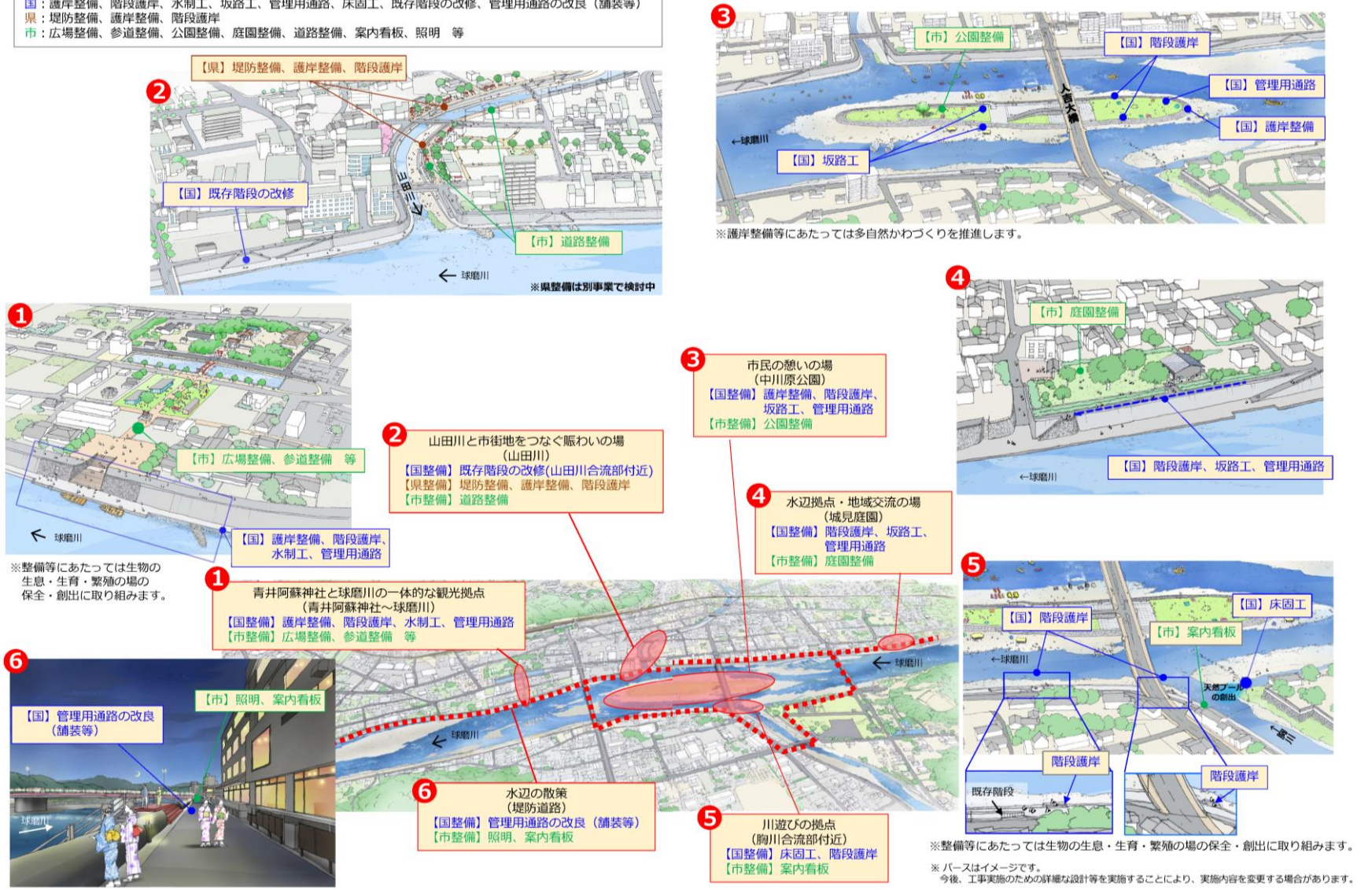

図出典：「球磨川・人吉地区かわまちづくり計画書（変更）[概要版]」（令和６年４月）

（６）まちなか再生にかかる仕組みの構築

まちなかの再生に向けた(２)～(５)の取組が相乗効果を発揮できるよう、民間事業者の土地活用が促進される仕組みの構築に取り組みます。

主な取組

①空き地等の活用促進

まちなかに分布する空き地や低未利用地の商業利用等の促進に向けて、活用可能な空き地の情報集約や利活用を促進する仕組みの構築を進めます。

具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
・空き地の活用を促進する仕組みの検討(例：ランドバンクの立ち上げ)	―	まちなかエリア

②まちなかへの都市機能や居住の誘導

中心市街地地区や青井地区の基盤整備事業の推進に併せて、まちなかへの商業や事務所等の立地を誘導する総合的な施策の検討を行います。

具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
・総合的な誘導施策の検討(都市計画制度、商業/事務所等の立地に対する補助メニュー、税制優遇の導入等)	―	まちなかエリア

③人吉らしい景観の形成

各復興事業による施設整備の推進や空き地・暫定利用地等における今後の建築機会の想定等を踏まえ、青井阿蘇神社、人吉城跡等のランドマークや、温泉・旅館・工房など門前町・城下町・温泉街特有の地域資源、球磨川及び周辺の緑を活かした自然環境など、人吉らしい風情ある景観形成のためのルールを具体的に定めます。

具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
・景観計画の見直し(新たな建築物の高さ規制等)	○	

■アクションプランにおける人吉らしい景観の考え方（案）

特徴的な「水・森・道」を活かした公共空間整備と民間利活用との連携によって、人吉らしい景観を形成

人吉球磨の観光の起点となる人吉市街地は、九州縦貫道の人吉IC・人吉球磨スマートICや肥薩線・くま川鉄道によって広域交通ネットワークを形成し、球磨川を中心とした**水文化の拠点**となっています。市内中心部は３つの橋が両岸を結び、２つの支川（山田川・胸川）と中州（中川原公園）が作る地形によって、**特徴的な景観や水辺の使い方が生まれています。**これらを**眺め、巡る視点によって、人吉らしい風景を活かした景観形成**を目指します。

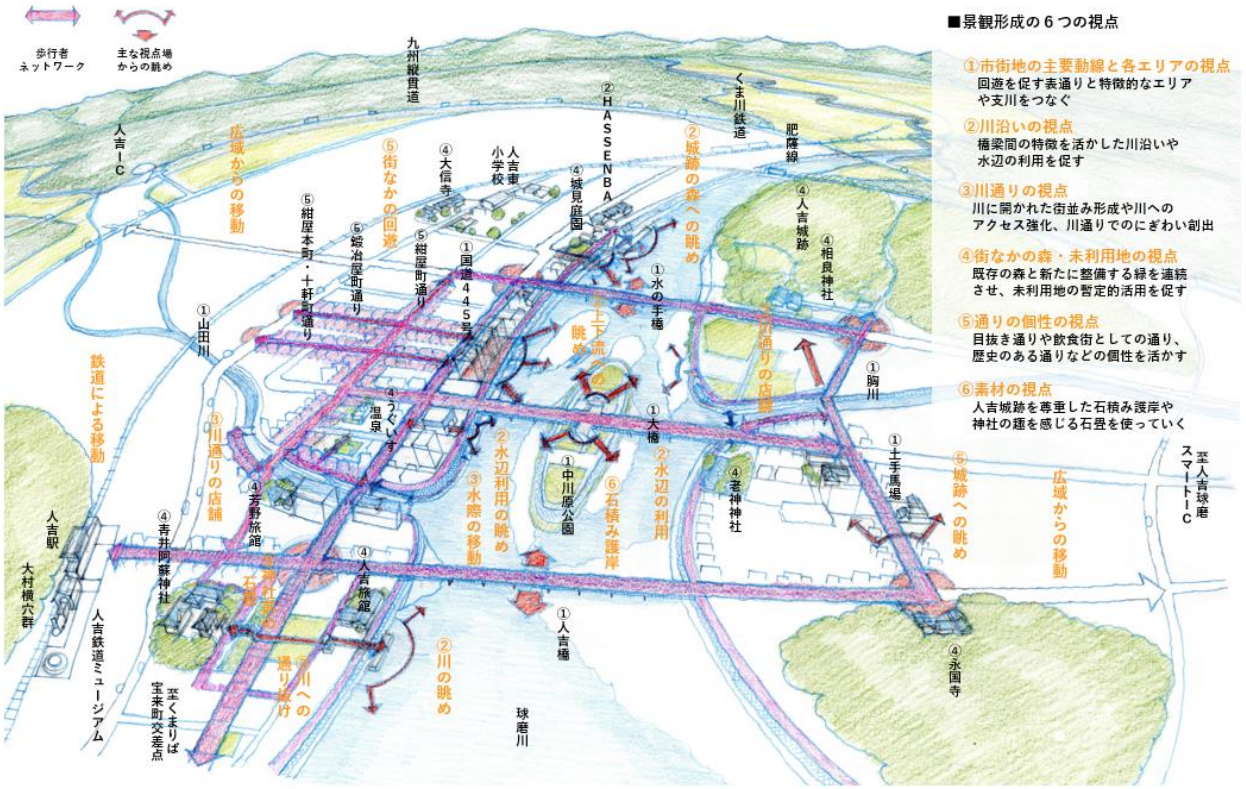

図出典：「人吉市まちなかグランドデザイン推進アクションプラン」（令和７年３月）

④エリアマネジメント実施主体の組成

まちなか全体及び集客拠点の運営などを担うエリアマネジメント組織の検討を行い、必要な組織の設立に取り組みます。

具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
・エリアマネジメント会社の設立検討(まちなか全体または地区別)	―	まちなかエリア

４－３　災害に負けないまちづくり

１）現状と課題

豪雨災害等の対策は、流域治水プロジェクトに基づき国・県・市による治水対策を推進しており、当面の５～10 年程度の期間に実施する事業は「球磨川水系緊急治水対策プロジェクト」として推進されています。

流域治水対策プロジェクト完了後には、令和２年７月豪雨と同様の降雨では人吉市の市街地は浸水しない想定とされているため、本市の復興施策は、当該計画の実現を前提として事業を推進しています。

ただし、上記プロジェクトが未完了の期間（約 10 年間）や、想定最大規模降雨（L2）時では、市街地が広範囲に浸水する可能性があり、逃げ遅れ防止のための避難対策の充実が重要となります。

具体的には、情報伝達機能の強化、避難場所・避難路の整備、緊急時の垂直避難場所の確保、自助共助の体制構築、避難所運営の改善等の取組を推進しており、市民・地域・事業者・行政の連携により、継続的に取り組むことが必要です。

２）各施策と事業の展開地域

（１）複数の避難場所の確保

令和２年７月豪雨災害の教訓や今後の災害リスクを踏まえ、災害時の円滑な避難に資する避難場所の整備・充実を図ります。

既存の指定緊急避難場所に加え、災害時に一時避難が可能な避難場所として、高台の避難場所や、水害時の緊急的な垂直避難場所、避難所へ移動する前の地域の一時的な集合場所となる公園等を整備・確保するなど、避難場所の確保・充実に取り組みます。

主な取組

①高台の避難場所の確保

洪水時の浸水想定を踏まえ、高台の避難場所の整備を推進します。

村山公園は、高台という特性を生かし、自動車等による避難場所としての機能を付加するなど、防災面での拡充を行います。

三日原団地は、市営住宅の用途廃止を進め、避難場所としての活用検討を行います。

具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
・避難場所(村山公園)の整備	―	村山公園
・避難場所(三日原団地敷地)の整備	―	三日原団地敷地
・避難場所（大柿地区）の整備検討	―	大柿地区

②一時的な避難場所の確保

中心市街地地区（紺屋町）、青井地区において、土地区画整理事業等の実施により、一時的な避難場所となる公園の整備を行います。

具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
・土地区画整理事業区域内における公園の整備	―	中心市街地地区、青井地区

③垂直避難場所の確保

浸水想定区域に該当する各地域において、公共施設の他、民間施設や私有地も含め、水害時に緊急避難（垂直避難）が可能な避難場所を複数確保します。

新たな公共施設等の整備を行う際は、想定浸水深以上の高さに避難スペースを確保する等の配慮を行います。

具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
・垂直避難可能な民間施設との一時避難等の協定締結	―	重点地区

（２）避難路ネットワークの構築

令和２年７月豪雨災害の教訓や今後の災害リスクを踏まえ、災害時の円滑な避難や応急活動に資する避難路の整備・充実を図り、避難路ネットワークの構築に取り組みます。

主な取組

①復興まちづくり計画（避難路編）の推進

別冊の「復興まちづくり計画（避難路編）」に基づき、災害時のリードタイム（避難時間帯）において安全な避難場所への円滑な避難が可能となるよう、道路改良事業等により避難路の整備・強化を推進します。

具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
・避難路整備事業の推進	○	
・都市計画道路(下林柳瀬線)の整備	―	青井地区

■避難場所・避難所及び避難路ネットワーク

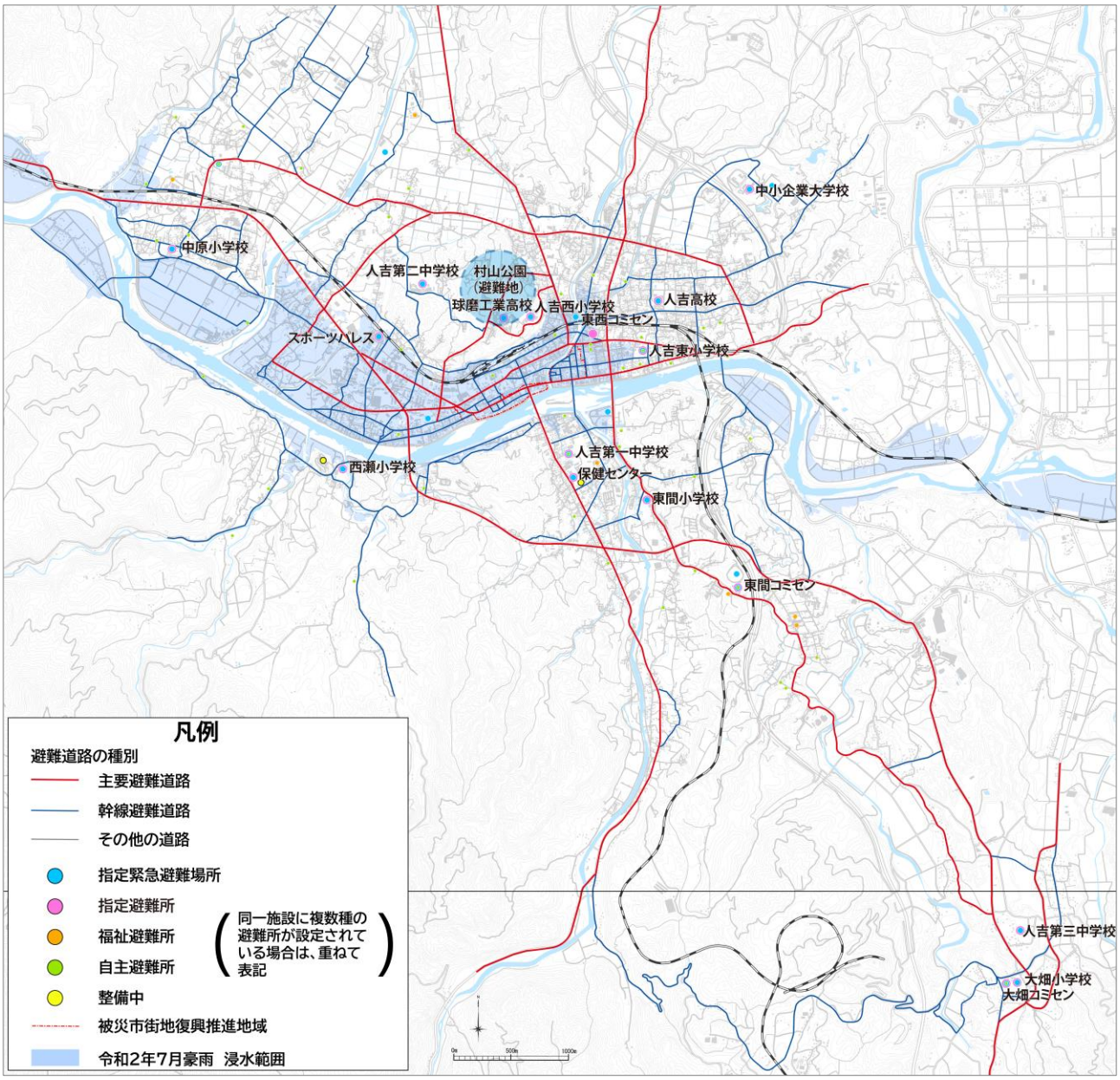

■避難路整備事業　路線一覧（被災市街地復興推進地域内）

路線番号	路線名
被 1	青井地内第 11 号線
被 2	青井地内第 14 号線
被 3	青井地内第 15 号線
被 4	青井地内第 16 号線
被 5	青井地内第 17 号線
被 6	青井地内第 21 号線
被 7	青井城本線
被 8	上青井下青井線
被 9	下青井宝来線
被 10	紺屋町地内第 6 号線
被 11	山田川堤防道路線
被 12	紺屋町地内第 3 号線
被 13	紺屋町地内第 4 号線
被 14	紺屋町地内第 5 号線

■避難路整備事業　路線一覧

通し番号	路線番号	路線名
1	355	温泉町地内第 1 号線
2	217	薩摩瀬湯の本線外
3	109	園田道路線
4	289	相良薩摩瀬第 2 号線
5	111	村山観音道路線（西小工区）
6	208	宝来村山線
7	274 1 108	①　戸越地内第 4 号線 ②　戸越永葉線 ③　矢黒下戸越線
8	8	祇園堂栗林線
9	360	城本山王線
10	343 511 593	①　中林二中線 ②　城本下城本線 ③　下城本下林線
11	228	薩摩瀬地内第 10 号線外
12	214	城本薩摩瀬第 1 号線
13	111	村山観音道路線（村山工区）
14	234	矢黒地内第 5 号線
15	129	大畑麓線
16	10	堀万江線
17	412	瓦屋芦原線
18	344 347	①　後村大坪線 ②　新村地内第 3 号線
19	511	城本下城本線
20	768	西間矢黒線
21	767	西間東間線
22	743 23	①　蓑野地内第 7 号線 ②　蓑野赤池線

②緊急輸送道路や避難路沿道の安全化対策

災害時に避難や応急活動を行う主要路線の道路閉塞を防ぎ、安全性を確保するための対策を推進します。

具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
・危険ブロック塀の除去及び除去後の改修または新設に係る補助	○	
・避難路沿道の急傾斜地対策(県への要望)	―	青井地区、球磨川左岸地区、薩摩瀬地区、中神地区、古仏町

（３）自助共助の防災力の向上

地域防災力の向上を図るため、市民が自らの身を守るための自助の取組の促進や、地域の共助体制を構築するための自主防災組織等の育成・活動の充実等に取り組みます。

特に、水害からの避難について、一人ひとりの防災意識の向上や“早めの避難”の意識醸成を図り、「逃げ遅れゼロ」を目指します。

また、避難行動要支援者の避難支援体制の強化に向けて、防災と福祉の連携により地域ぐるみの取組を支援し、地域毎の避難体制の具体化及び共助の体制構築を行います。

主な取組

①継続的な啓発活動の実施

市民等が災害のリスクを正しく認識し、各世帯や事業所毎に必要な備えを行うため、広報やハザードマップ、市ホームページをはじめとした各種媒体を活用して情報発信に努め、自助・共助の取組啓発を行います。

具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
・災害リスクの周知、自助・共助の取組啓発等 （毎年出水期前の広報、ハザードマップの更新等）	○	※コミュニティ単位での取組推進

②自主防災組織の育成

地域の防災力を高めるため、共助の防災活動を支える自主防災組織や消防団等の担い手育成を支援します。

各地域の実情を踏まえ、各世帯や町内会毎の災害時の行動計画を具体化する防災行動計画（タイムライン）等の作成を支援します。

特に、地区防災計画は、全町内会（８９自主防災組織）での作成を目指し、取組支援を行います。

また、消防団の老朽化した設備・機器については、今後も計画的に更新を進めていきます。

自主防災組織の一員として防災活動に協力できる方が防災士の資格を取得する場合に必要な費用を助成します。

具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
・防災出前講座の実施	○	※コミュニティ単位での取組推進
・コミュニティタイムライン、地区防災計画等の作成支援	○	
・消防団、自主防災組織への防災資機材等の配備支援(消防団小型消防ポンプの更新等)	○	
・防災士の資格取得支援の実施	○	

③避難支援体制の構築

災害時に一人で避難できない要配慮者に対し、地域での支援体制を構築するため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新、活用体制の整備等を推進します。

具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
・避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成更新	○	※コミュニティ単位での取組推進
・名簿及び個別避難計画の活用体制の整備	○	

④実践的な防災訓練の実施

各地域で実際に起こり得る状況を想定し、マイタイムライン・コミュニティタイムラインを活用した地域住民による実働的な避難訓練や、住民の参加を促進する訓練企画の実施等を支援します。

総合防災訓練は、今後も防災関係機関の連携強化と住民参加により、継続的に実施していきます。

具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
・自主避難訓練の実施(毎年出水期前)	○	※コミュニティ単位での取組推進
・総合防災訓練の実施	○	

地区防災計画検討の様子

自主避難訓練の様子

（４）避難所運営の改善

令和２年７月豪雨災害における教訓を踏まえ、地域防災計画の運用及び定期的な見直しに合わせて、避難所の機能強化や資機材の配備、避難所運営に関する体制、運用、仕組み等の改善・強化について、継続的に取り組みます。

主な取組

①指定避難所の環境改善・機能充実

指定避難所の管理者等との連携を図るとともに、スロープの設置等によるバリアフリーへの対応など、避難所施設の環境改善や機能充実を推進します。

具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
・指定避難所のバリアフリー対応	○	

②避難所運営体制の強化・仕組みの改善

市内の団体や民間企業との連携を図り、避難所運営に関する体制、運用、仕組み等の改善・強化について、継続的な取組を推進します。

具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
・指定避難所への受付用タブレットの配備等	○	
・指定避難所の運営が長期になる場合、自主防災組織や協定先との連携の検討	○	

（5）水害リスクの低減

水害リスクの低減のため、洪水時の避難のリードタイムの確保や市街地の浸水を抑制する流域治水プロジェクトに基づく各取組を推進します。

併せて、遊水地整備に伴う移転促進や総合的な内水対策の推進、水害時の防災拠点の整備などに取り組みます。

主な取組

①流域治水プロジェクトの推進

流域治水プロジェクト（新たな流水型ダム整備、市房ダム再開発、河川掘削、遊水地整備、雨水貯留、雨水浸透施設整備、田んぼダム整備等）の推進に際し、国・県の取組状況を把握し、治水対策の進捗状況の定期的な情報発信により市民等との情報共有を行います。

併せて、市民等の意向把握に努め、必要に応じて国・県への要望等を行います。

遊水地計画や支川・小河川等の氾濫を抑制する対策などの各計画の推進に当たっては、関係機関と連携を図り、円滑な事業の推進に取り組みます。

大柿地区では、豪雨災害により甚大な被害を受けた区域内からの移転や、移転先団地の整備等の支援を行います。

また、流域治水プロジェクトの一環として、雨水貯留施設の整備や水田の貯留機能を活かした田んぼダムの普及啓発を推進します。

具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
・球磨川本川・支川の河川掘削(国・県・市)	○	
・遊水地の整備(中神地区、大柿地区)(国)	―	中神地区、大柿地区
・遊水地の整備に伴う平常時の利活用の継続検討(市)	―	中神地区、大柿地区
・遊水地整備に伴う移転促進 -移転先宅地整備事業(下原田町) -遊水地整備区域の墓等移転先整備事業	―	下原田町、大柿地区
・危険区域からの移転促進(人吉市大規模被災地区住まい再建移転促進事業)	―	大柿地区
・山田川の河川改修の推進	―	中心市街地地区
・雨水貯留浸透施設整備事業（雨庭等）	○	
・田んぼダムの普及・拡大	―	北人吉地区（鬼木・瓦屋・井ノ口・下原田）
・球磨川流域の復興に向けた国県市の取組状況の定期発信(市ホームページ、市役所での掲示)	○	

②総合的な内水対策の推進

豪雨時の避難路の確保や市街地の浸水を抑制するため、関係機関と連携しながら、総合的な内水対策を推進します。

具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
・雨水管理総合計画の推進	―	駒井田町排水区、上青井町排水区、宝来町排水区、相良町排水区

③水害時の防災拠点の整備

球磨川右岸地域において、災害時の水防活動の拠点となる防災関連施設の整備を検討します。併せて、平常時の地域活動や防災研修等の場としての活用についても検討を行います。

具体の取組	対象地域	
	全市展開	地区別展開
・防災関連施設の整備対象地の調査継続	―	球磨川右岸地域

■球磨川水系緊急治水対策プロジェクト

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合があります。

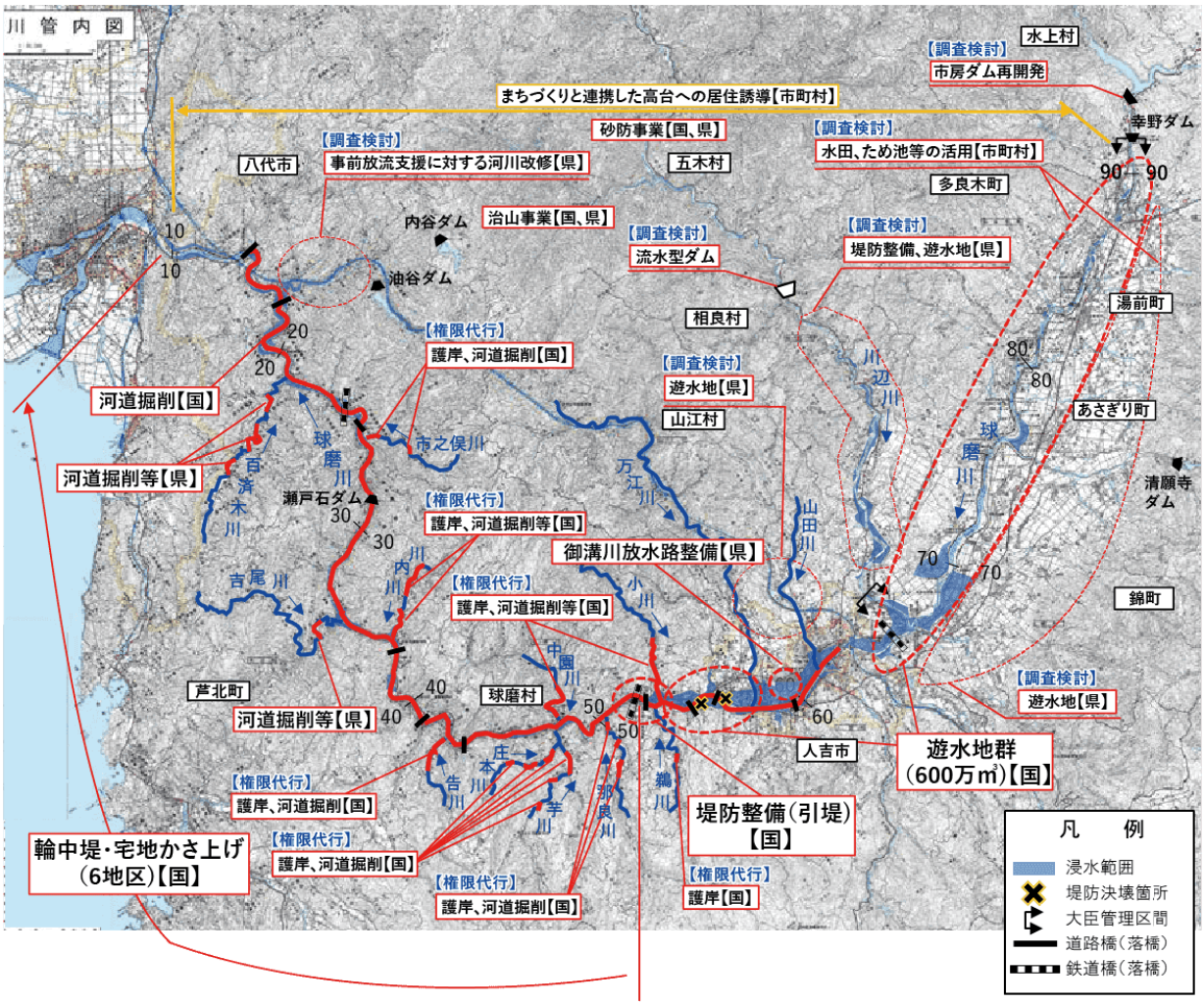

図出典：国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所ホームページ
（https://kumariver-r0207archive.jp/overview/detail/chapter4-2.html）

■移転先宅地（下原田町）の計画図

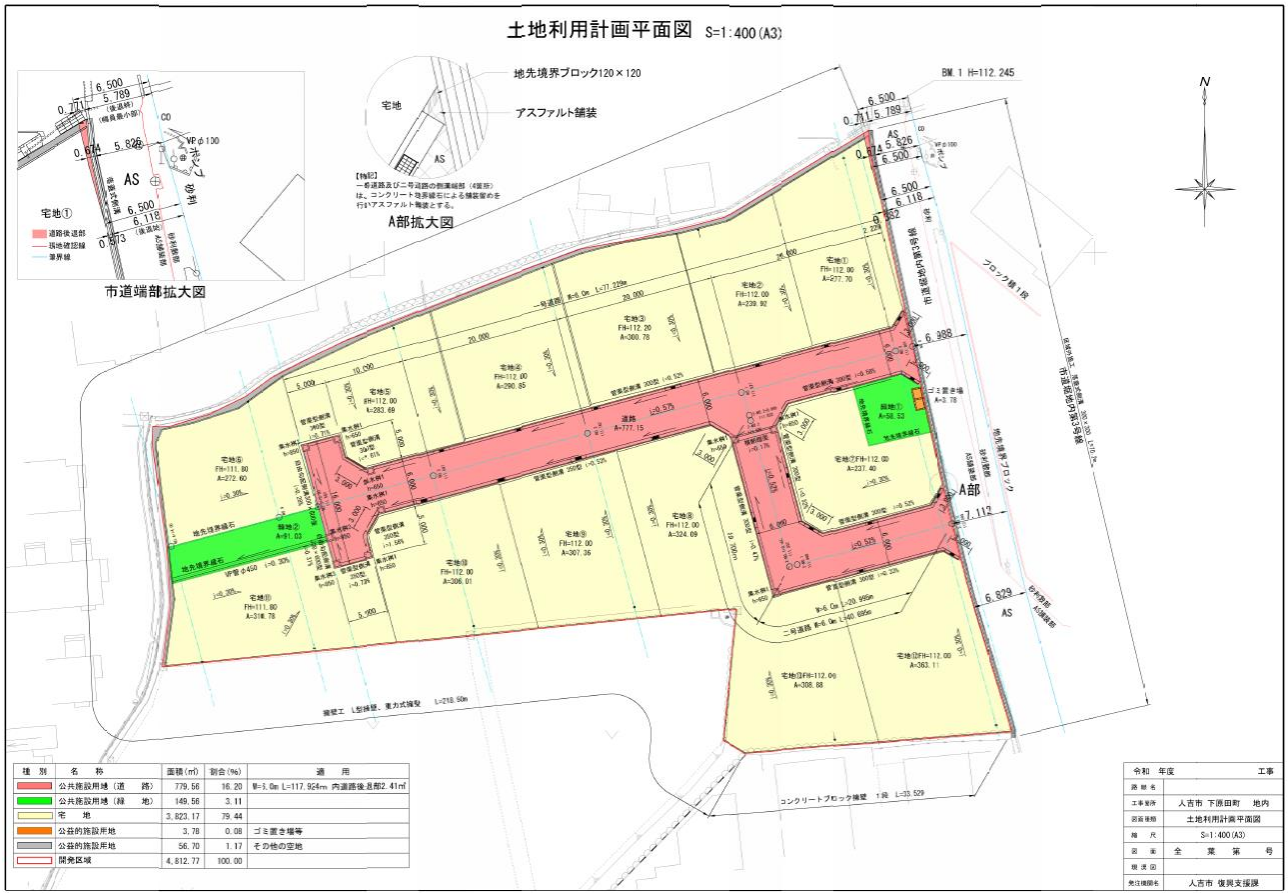

第６章　実現に向けて

１　計画の実現に向けた取組方針

本計画は、復興まちづくりの進捗や社会情勢の変化に合わせて、柔軟に見直しながら進めていく必要があり、本計画が各事業をガイドする役割を担います。

このことから、次の３つに留意し、計画や事業を推進していきます。

①復興まちづくり計画に記載した取組を実行に移す「実現性」
②内容の進捗や確認を可能とする「検証性」
③必要に応じて随時見直しを図りながら実態に即した進め方を行う「柔軟性」

①復興まちづくり計画に記載した取組を実行に移す「実現性」

被災者の再建意欲や民間事業者の投資意欲、居住、生活、産業の場としての関心など、まちの吸引力を維持するため、できるだけ速やかに計画に示す内容に具体性を持たせ、関係者と共有することが必要です。

市民の生活再建や事業再生の意向把握やまちづくりとの合意形成を進めながら、事業期間や費用を踏まえた現実的かつ実効性の高い手法を選択し、実行に移します。

また、復興まちづくりの具体的な道筋を関係主体と共有するため、早期に安全性を高めるための取組や復興をけん引する取組など、緊急性と必要性を踏まえた優先的な取組を検討します。

併せて、各取組目的に応じた施設、地域資源等の活用方法や管理・運営方法、仕組み等の展開方法等についても関係主体とともに検討を進め、取組の実現過程に反映します。

②内容の進捗や確認を可能とする「検証性」

復興まちづくり計画の推進に当たっては、計画の進捗状況、市民意識の変化、推進上の課題等を適切に把握・評価し、施策や事業内容の見直し等に反映していくことが求められます。

計画の進捗状況については、市民、事業者、地域団体、国・県等と連携し、情報の共有化を図りながらモニタリングを行います。また、総合計画やまちなかグランドデザイン推進方針、アクションプランで設定する目標指標をもとに、達成状況を評価します。

③必要に応じて随時見直しを図りながら実態に即した進め方を行う「柔軟性」

計画内容の具体化や実施を進める中で、進捗評価の内容をもとに、計画の弾力的な見直しを行います。

住民等の意向や社会情勢の変化、事業推進上の課題の反映の他、計画を推進する手法の導入や体制の強化等、仕組みの面でも適宜見直しを図ります。

なお、第６次人吉市総合計画の実施計画や、次期総合計画（基本構想・基本計画）の策定と連動した見直しも行います。

2　復興まちづくり工程表

1）今後の復興まちづくりの動き

復興まちづくりの推進に当たっては、各事業を俯瞰し、将来像や目的に照らし合わせながら事業の推進や事業間の連携を図っていく必要があります。

また、事業内容の具体化に際しては、基盤整備事業の事業スケジュールを踏まえる他、ＪＲ肥薩線復旧など本市のまちづくりに影響のある事業等も見据えた上で、取組の優先度や実施時期を見極めていく必要があります。

■今後の復興まちづくりの動き（概略）

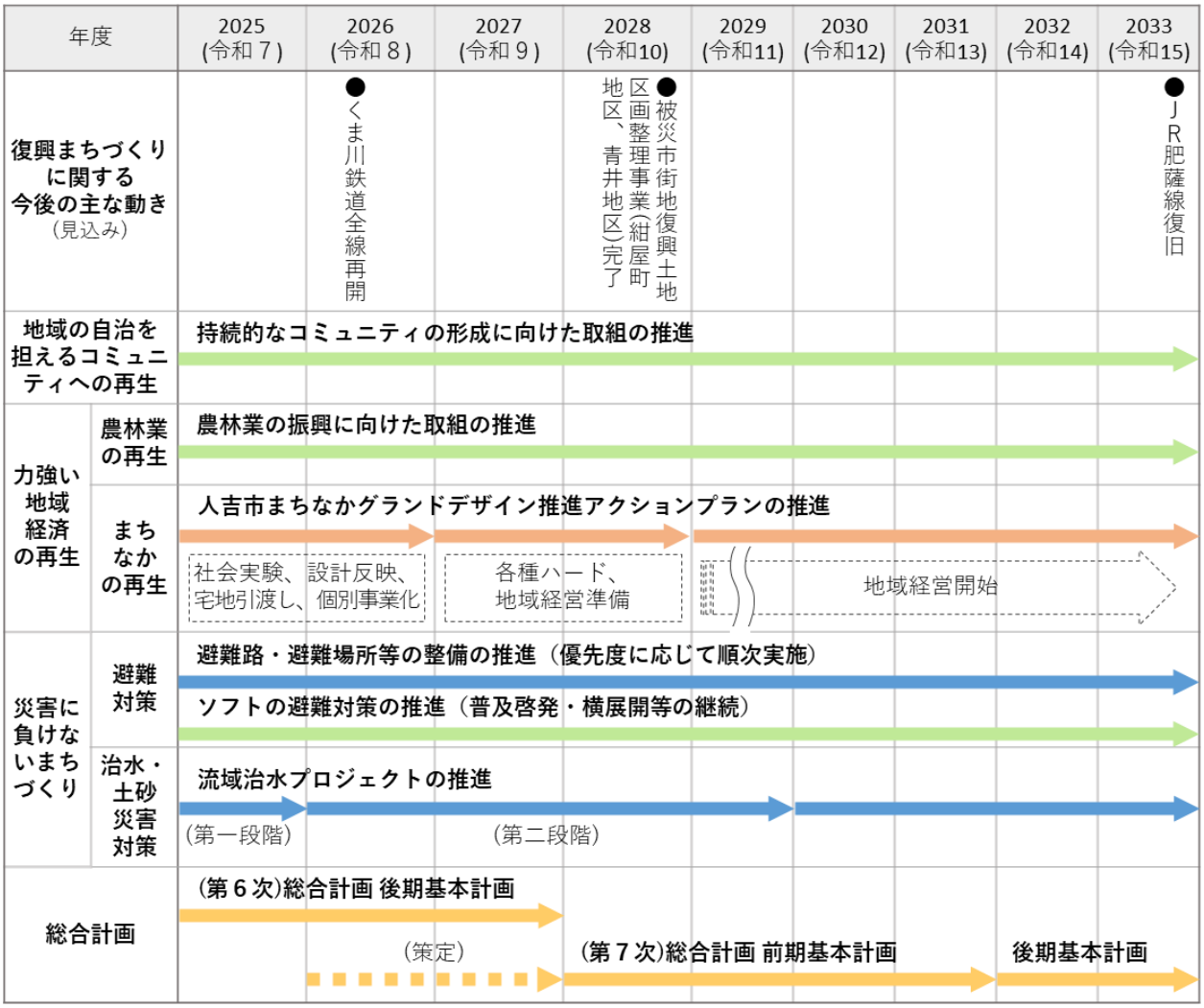

２）復興まちづくり事業の推進工程

取組姿勢	施策	主な取組	具体の取組	対象地域		推進工程			備考
				全市展開	地区別展開	R7	R8	R9	
①地域の自治を担うコミュニティへの再生	(1)持続的なコミュニティの形成	①新旧地域住民のコミュニティ形成支援	・災害公営住宅等の自治会設立支援 ・地元町内会等との交流促進イベントの開催支援等	○					
		②自治コミュニティの持続化支援	・町内会活動の負担軽減や担い手の確保のための仕組みの構築(町内会の合併支援制度の創設等)	○					
		③移住定住等の促進	・移住促進に向けた情報発信(人吉市移住定住サイトの運用等) ・移住促進イベントへの参加、移住相談会の実施等 ・空き家バンクの運用	○					
			・二地域居住の推進に向けた調査及び計画の策定	○					
②力強い地域経済の再生	(1)農林業の振興	①持続的な営農環境の形成	・地域計画の運用（担い手への農地の集積・集約、農地の有効活用に向けた体制構築、農業への新規参入の推進等）	―	18 地区(うち、復興まちづくりの重点地区は中神地区、瓜生田地区、大柿地区、小柿地区)				
		②森林管理の適正化	・森林環境整備総合事業の推進	○					
	(2)全市的な観光インフラの構築	①観光戦略の立案	・[検討内容] -人吉球磨地域の観光振興のコンテンツの探索(人吉温泉と球磨焼酎の積極的な活用)とビジョンの策定 -全市的な観光ネットワークの検討(SL・鉄道、人吉温泉、球磨焼酎、地域資源を活用した散策コンテンツの充実、人吉球磨サイクリングロード等) -観光コンテンツの開発(焼酎、温泉、酒場、球磨川等)	○					
		②観光振興の仕組みの構築	・人吉観光の推進組織のあり方の検討(例：人吉市独自の DMO/DMC 等)	○					
		③観光施策の推進	・観光情報の発信・観光プロモーションの展開	○					
			・肥薩線復活に向けた協議会等の推進	○					
	(3)まちなかの集客拠点の形成	①温泉・歴史・文化等の地域資源を活かしたまちづくりの推進	**【まちなかエリア】** ・[検討内容] -各拠点の性格付け -拠点を有機的につなぐネットワークの形成及びまちなかの回遊促進方策の検討(人吉駅～青井阿蘇神社～紺屋町周辺～人吉城跡～HASSENBA) -まちなかへの車の流入抑制のためのまちなか駐車場の配置検討 -沿道店舗と連携した道路空間利活用の促進方策の検討 -夜間景観ネットワークの形成方針	―	まちなかエリア				
			【中心市街地地区】 ・[検討内容] -うぐいす温泉周辺の交流・文化の場づくり、集客力のある複合的な機能の施設整備 ・通りを印象づける修景整備の促進(鍛冶屋町通り街なみ環境整備事業の推進)	―	中心市街地地区				
			【青井地区】 ・[検討内容]-青井阿蘇神社周辺環境整備 -国道 445 号整備事業と連携した国道 445 号沿道の街並み形成、沿道への店舗等の立地誘導方策の検討 -観光と暮らしが調和した街並み形成方針の検討	―	青井地区				

取組姿勢	施策	主な取組	具体の取組	対象地域		推進工程			備考
				全市展開	地区別展開	R7	R8	R9	
	(3)まちなかの集客拠点の形成	①温泉・歴史・文化等の地域資源を活かしたまちづくりの推進	**【麓・老神地区】** ・[検討内容] -人吉城跡の再整備戦略の検討(史跡人吉城跡保存整備事業) -城跡公園の利活用促進方策の検討 -新たな観光メニュー等のコンテンツ開発 -観光用駐車場の検討	―	麓・老神地区				
			【人吉駅周辺】 ・[検討内容] -人吉駅前の交流拠点形成に向けた駅前空間・施設等の利活用方策の検討(SL 格納庫、展示館、人吉駅の活用等のコンテンツ) -駅及び駅前施設利用者向けの駐車場の配置検討	―	人吉駅及び周辺地域(中心市街地地区、青井地区)				
			・ＳＬ格納庫及び展示館の設計・整備	―	人吉駅				
			・ＪＲ肥薩線再開までの人吉駅及び駅前空間の暫定活用	―	人吉駅				
			・ランドマーク施設周辺の夜間景観の形成	―	まちなかエリア				
		②再建に課題のある地区における面的なまちづくりの推進	・紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の推進	―	中心市街地地区				事業施行期間～R11.3.31(清算期間を含まず)
			・青井被災市街地復興土地区画整理事業の推進	―	青井地区				
	(4)まちなかの回遊促進	①まちなかの交通ネットワークの形成	・(仮称)まちなか交通総合戦略の策定(移動に関する需要調査、交通ネットワークの検討調査を含む)	―	まちなかエリア				
		②歩いて巡る環境づくり	・まちなかの街路の高質化、公園の整備等	―	まちなかエリア				都市再生整備計画事業(中心市街地地区、青井地区)～R10 年度
			・沿道の空間づくりに寄与する地区計画制度の活用等	―	まちなかエリア				
	(5)球磨川の魅力を活かした賑わいの創出	①川を楽しむ親水空間の形成（かわまちづくり計画の推進）	・青井阿蘇神社と球磨川をつなぐ一体的な空間整備	―	青井地区				
			・山田川と市街地をつなぐ賑わいの場としての整備	―	中心市街地地区				
			・市民の憩いの場としての中川原公園の整備推進及びソフトコンテンツの連携	―	中川原公園				
			・城見庭園の水辺拠点・地域交流の場としての整備(HASSENBA との連動を含む)	―	中心市街地地区				
			・川遊び拠点の形成(天然プールの創出)	―	胸川合流部付近				
			・水辺の散策を促す堤防道路の整備	―	まちなかエリア				
	(6)まちなか再生にかかる仕組みの構築	①空き地等の活用促進	・空き地の活用を促進する仕組みの検討(例：ランドバンクの立ち上げ)	―	まちなかエリア				
		②まちなかへの都市機能や居住の誘導	・総合的な誘導施策の検討(都市計画制度、商業/事務所事等の立地に対する補助メニュー、税制優遇の導入等)	―	まちなかエリア				
		③人吉らしい景観の形成	・景観計画の見直し(新たな建築物の高さ規制等)	○					
		④エリアマネジメント実施主体の組成	・エリアマネジメント会社の設立検討(まちなか全体または地区別)	―	まちなかエリア				
③災害に負けないまちづくり	(1)複数の避難場所の確保	①高台の避難場所の確保	・避難場所(村山公園)の整備	―	村山公園				
			・避難場所(三日原団地敷地)の整備	―	三日原団地敷地				
			・避難場所（大柿地区）の整備検討	―	大柿地区				
		②一時的な避難場所の確保	・土地区画整理事業区域内における公園の整備	―	中心市街地地区、青井地区				
		③垂直避難場所の確保	・垂直避難可能な民間施設との一時避難等の協定締結	―	重点地区				
	(2)避難路ネットワークの構築	①復興まちづくり計画(避難路編)の推進	・避難路整備事業の推進	○					
			・都市計画道路(下林柳瀬線)の整備	―	青井地区				
		②緊急輸送道路や避難路沿道の安全化対策	・危険ブロック塀の除去及び除去後の改修または新設に係る補助	○					
			・避難路沿道の急傾斜地対策(県への要望)	―	青井地区、球磨川左岸地区、薩摩瀬地区、中神地区、古仏町				

取組姿勢	施策	主な取組	具体の取組	対象地域		推進工程			備考
				全市展開	地区別展開	R7	R8	R9	
③災害に負けないまちづくり	(3)自助共助の防災力の向上	①継続的な啓発活動の実施	・災害リスクの周知、自助・共助の取組啓発等(毎年出水期前の広報、ハザードマップの更新等)	○	※コミュニティ単位での取組推進				
		②自主防災組織の育成	・防災出前講座の実施	○					
			・コミュニティタイムライン、地区防災計画等の作成支援	○					
			・消防団、自主防災組織への防災資機材等の配備支援(消防団小型消防ポンプの更新等)	○					
			・防災士の資格取得支援の実施	○					
		③避難支援体制の構築	・避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成更新	○					
			・名簿及び個別避難計画の活用体制の整備	○					
		④実践的な防災訓練の実施	・自主避難訓練の実施(毎年出水期前)	○					
			・総合防災訓練の実施	○					
	(4)避難所運営の改善	①指定避難所の環境改善・機能充実	・指定避難所のバリアフリー対応	○					
		②避難所運営体制の強化・仕組みの改善	・指定避難所への受付用タブレットの配備等	○					
			・指定避難所の運営が長期になった場合、自主防災組織や協定先との連携の検討	○					
	(5)水害リスクの低減	①流域治水プロジェクトの推進	・球磨川本川・支川の河川掘削(国・県・市)	○					
			・遊水地の整備(中神地区、大柿地区)(国)	―	中神地区、大柿地区				
			・遊水地の整備に伴う平常時の利活用の継続検討(市)	―	中神地区、大柿地区				
			・遊水地整備に伴う移転促進 -移転先宅地整備事業(下原田町) -遊水地整備区域の墓等移転先整備事業	―	下原田町、大柿地区				
			・危険区域からの移転促進(人吉市大規模被災地区住まい再建移転促進事業)	―	大柿地区				
			・山田川の河川改修の推進	―	中心市街地地区				
			・雨水貯留浸透施設整備事業（雨庭等）	○					
			・田んぼダムの普及・拡大	―	北人吉地区（鬼木・瓦屋・井ノ口・下原田）				
			・球磨川流域の復興に向けた国県市の取組状況の定期発信(市ホームページ、市役所での掲示)	○					
		②総合的な内水対策の推進	・雨水管理総合計画の推進	―	駒井田町排水区、上青井町排水区、宝来町排水区、相良町排水区				
		③水害時の防災拠点の整備	・防災関連施設の整備対象地の調査継続	―	球磨川右岸地域				

別添資料　被災市街地復興推進地域におけるまちづくり
【令和４年３月時点版】

１　中心市街地地区

（１）地区（被災市街地復興推進地域）整備に係る現状・課題

中心市街地地区（被災市街地復興推進地域）の整備に係る主な課題は、被災市街地復興推進地域指定の大きな目的である『安全で災害に強いまちづくりの推進』に照らし、以下のように設定します。

【中心市街地地区の課題】

＜防災＞

○避難路、避難地の確保

・一部地区において避難路となる道路が不足

・地区全体において避難地となる公園が不足

○未接道敷地の解消

・一部地区において接道要件を満たさず建替えが困難

○住宅地の安全性向上

・浸水・地震・火災等に対する安全性が低い

＜賑わい＞

○中心市街地の活性化、産業の活性化

・空き店舗や未利用地等が増加、中心市街地としての魅力や求心力の低下

【中心市街地地区の水害対策上の課題】

○流域治水プロジェクトの取組効果が十分に発揮されるまでには一定の期間を要することを踏まえたうえで、早期再建・復興を図る必要性

○災害に強いまちづくりの推進

・命を守る避難方法の見直し

・防災性の高い建て方の誘導

・災害に負けないまちづくり（防災まちづくり）

■道路、公園の整備状況

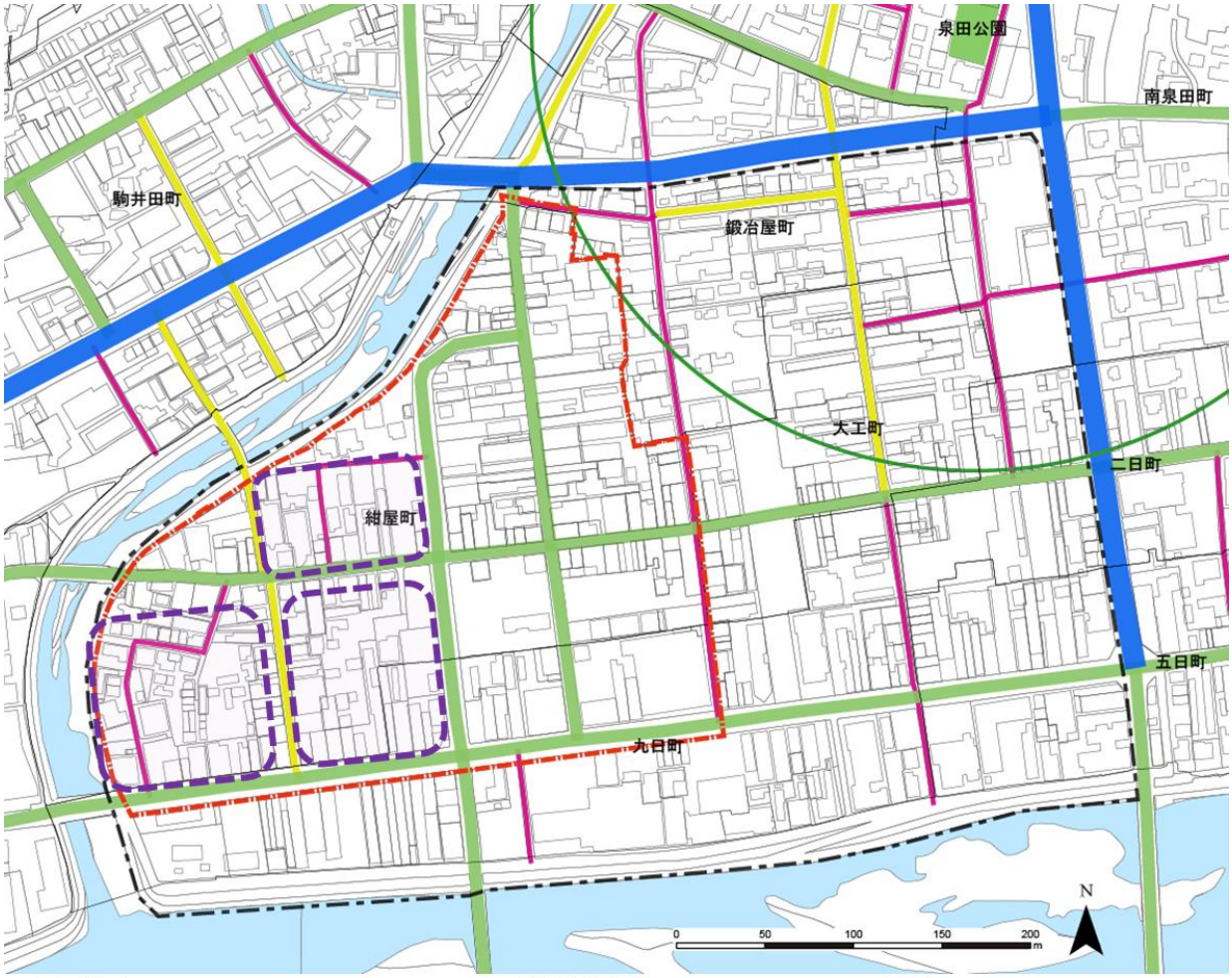

■生活基盤や地区防災に寄与する幅員４ｍ以上の道路が少ない

・骨格的な道路で構成される街区内で、生活基盤（新築や建替え等）や防災面（避難や消防活動等）の基盤が不十分なエリアの解消が望まれる

■再建に際して接道上の課題が想定される

・未接道敷地や幅員 4m 未満の狭あいな道路に接する敷地が存在し、再建にあたっては接道条件等を整える必要がある

■公園が地区内に整備されていない

・大規模災害などの緊急時に一時避難地となる防災機能や、まちなかに賑わいや憩いの場などのレクリエーション機能を持つ公園等が整備されていない

■まちのにぎわいづくり資源と空き地の分布

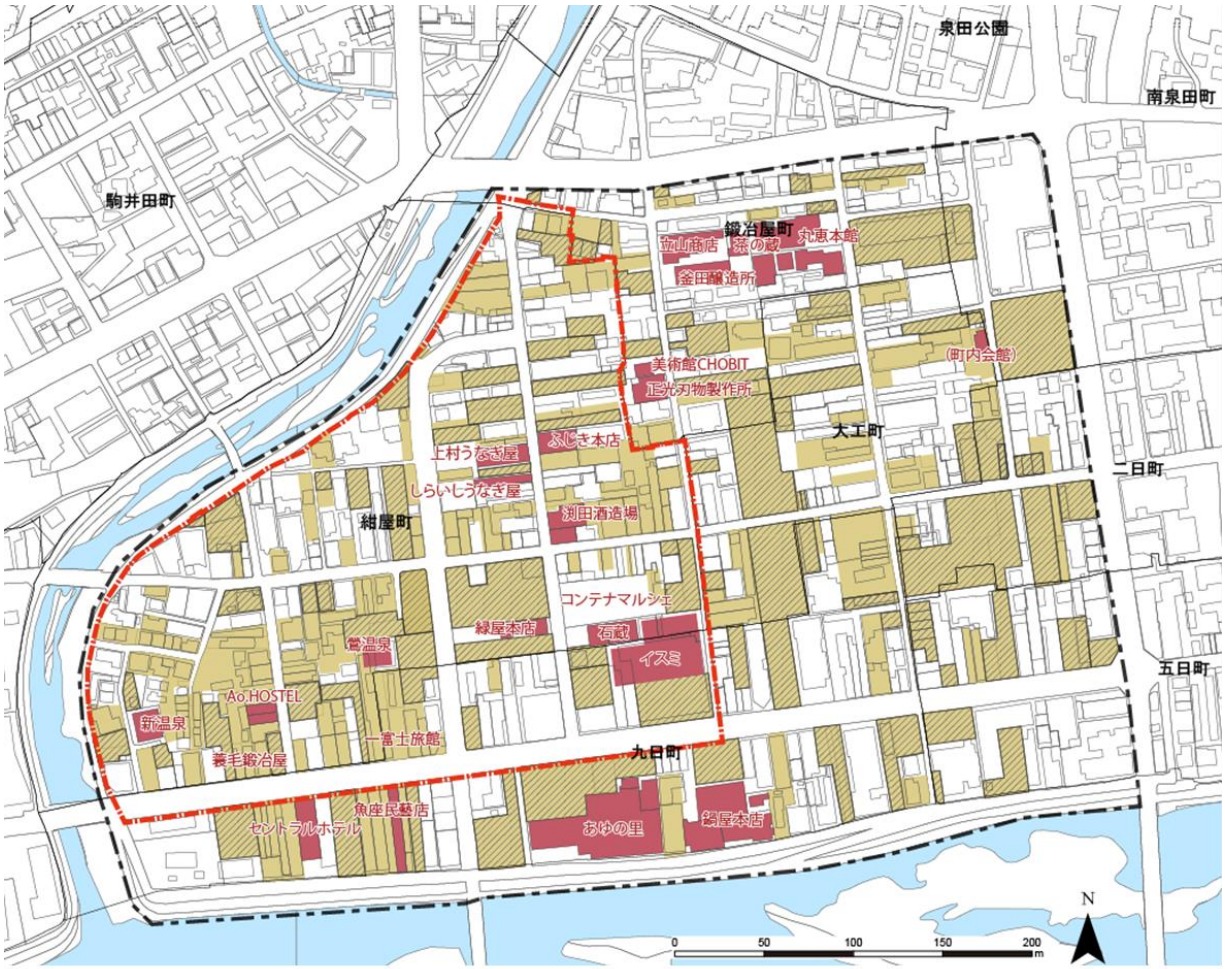

中心市街地地区

被災市街地復興推進地域
（中心市街地地区）

空き地等

空き地

駐車場

※令和4年1月8日時点

にぎわいづくり資源

まちのにぎわいづくり

■地区内の５割弱が空地（駐車場含む）となっている

・水害前より地区内の空洞化は問題となっていたが、令和２年７月の大規模な水害による公費解体等により、空洞化が加速。被災市街地復興推進地域の５割弱（約 47%）※が空地（駐車場含む）となっている

※道路面積を除く

（２）地区の整備方針

①　地区の整備方針

中心市街地地区（被災市街地復興推進地域）の整備方針は、地区の課題、復興まちづくり計画における地区の将来像等を踏まえ、以下のように設定します。

【整備方針（整備すべき主な機能）】

◆災害に強いまちづくりに向けて（防災性の向上）

○指定避難所への避難ルートとなる骨格道路の整備

（(都）紺屋町南町線の整備と歩行者空間の充実）

○骨格道路への主な避難ルート、建替えを可能とする区画道路の整備

○一時避難場所となる公園等の整備

・水害・地震・火災等に対する一時避難場所・避難ルートとなる公園等を整備

・垂直避難ビルの指定拡大

○浸水に強い建物の立地誘導

・垂直避難可能な建築物の立地誘導

◆復興まちづくりへの効果拡大に向けて（賑わいの創出）

○本地区及び隣接地区の主要産業の商業や宿泊業等が活力を取り戻し、地区内外が一体的に活性化していくよう、河川に向かって横断的に公園等を整備

○スピードある復興の実現のため未利用地等を活用し、地区内では商業・宿泊施設等と一体的に、隣接地区では居住の場と公園等を一体的に整備

○地区の重要な環境・レクリエーション資源でもある球磨川や山田川の環境整備との連携を強化することで都市空間の更なる魅力向上が見込まれる

【まちづくりの３つの方向性】

(1) 防災、生活、観光機能の創出の軸となる道路・公園等の基盤の整備

(2) 防災機能、生活利便性、観光機能の強化を実現する歩行者ネットワークの整備

(3) 中心市街地の活性化をけん引する、官民連携によるまちづくりの推進

■整備方針の考え方

復興まちづくり計画（令和3年10月策定）

人吉の大きな魅力である相良700年の歴史とともに育んできた**「多様な文化」**や、**「美しい球磨川・盆地」**の豊かな自然を活かしつつ、来訪者含めた賑わい形成や、水害を乗り越え**「安全・安心」**な暮らし方につなげる、『**持続可能な地域づくり**』に取り組みます。

まちなかグランドデザイン

各地区の特性を最大限に活かしつつ、**人吉らしさや賑わい**を発信する集客拠点**「３つの杜」**の形成と回遊促進を図り、連携して**中心地全体の活性化につながるような復興まちづくり**を推進していきます。

中心市街地地区全体の将来像

清流球磨川と人吉らしい歴史・文化とともに、若い力と賑わいに満ち、お年寄りから子どもまで安心して暮らせるまちなか

中心市街地地区の課題

- 避難路、避難地の確保
- 未接道敷地の解消
- 住宅地の安全性向上
- 中心市街地の活性化、産業の活性化

水害対策上の課題

- 流域治水プロジェクトの取組と早期再建・復興との整合性
- 災害に強いまちづくりの推進

整備方針（整備すべき主な機能）

災害に強いまちづくりに向けて

- 指定避難所への避難ルートとなる骨格道路の整備
- 骨格道路への主な避難ルート、建替えを可能とする区画道路の整備
- 一時避難場所となる公園等の整備
- 浸水に強い建物の立地誘導

復興まちづくりへの効果拡大に向けて

- 地区および隣接地区の主要産業（商業・宿泊業等）の活性化に資する回遊空間として、地区を横断する公園等を整備
- スピード感ある復興の実現のため未利用地等の活用、地区内では商業・宿泊施設等と一体的に、隣接地区では居住の場と公園等を一体的に整備
- 球磨川や山田川の環境整備との連携強化による都市空間の更なる魅力向上

実現に向けた方針、事業手法の考え方

① 地権者意向の把握と反映
② 基盤整備等に有効な整備手法の活用
③ スピード感のある暮らし・なりわい再建と復興の実現

■避難と回遊のネットワーク

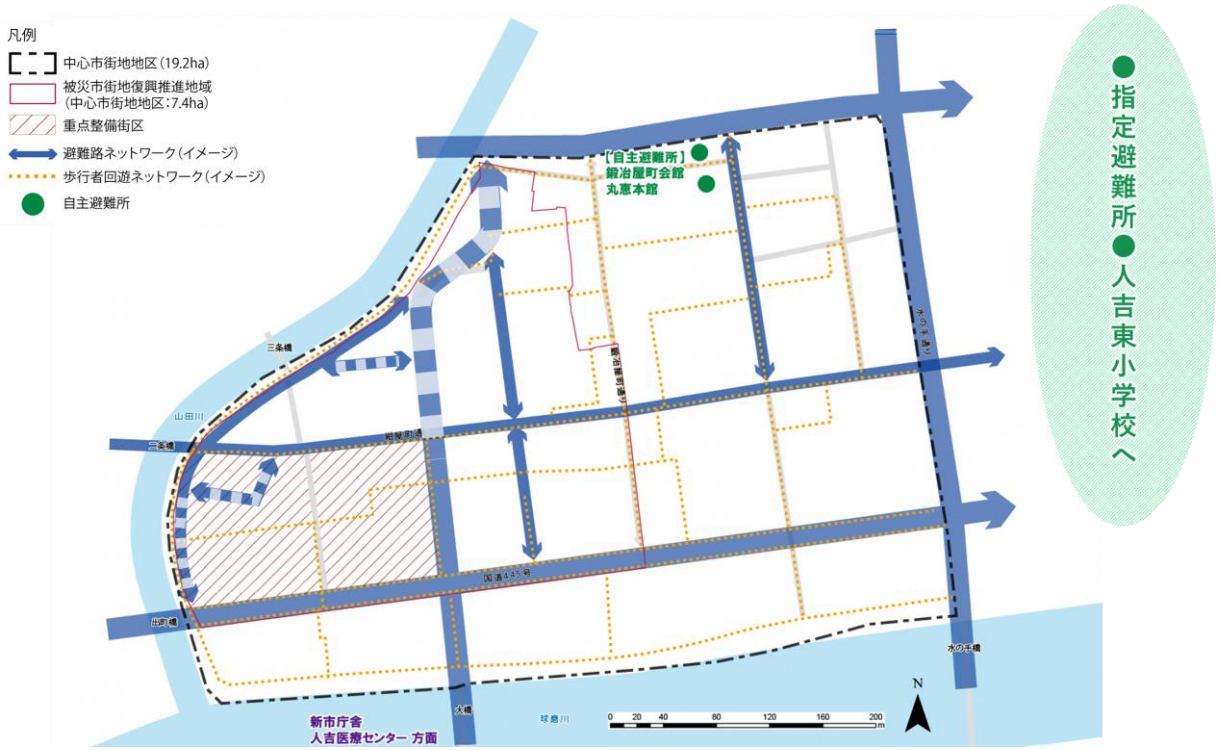

②　山田川と一体となった被災市街地復興推進地域の整備構想

中心市街地地区（被災市街地復興推進地域）の整備方針は、地区の西側を流れる山田川の河川整備との連携を図り、山田川と一体となったまちづくり進めます。

【構想策定の条件の整理】

＜まちづくり＞

- 未接道敷地の解消
- 既存道路と河川管理道路の円滑な接続を検討
- 都市計画道路である紺屋町南町線の線形見直し
- にぎわいに繋がる堤防背後地の利活用検討

＜河川＞

- 堤防の強化（崩壊しないよう強化、天端幅 3m以上の確保）
- 土砂撤去などの維持管理として活用（人の散策できる高水敷の設置）
- 街並みや景観に配慮した石積み
- 土砂堆積を軽減させるため、横断形状を変更する必要がある

【河川管理道路（堤防道路）検討の方向性】

- 河川管理道路沿いでの、新築及び増改築が可能となるよう、幅員４～６ｍでの整備
- 河川管理道路と河川背後宅地とのすり付けの検討
- 河川管理道路とまちづくりが連携した、にぎわいに繋がる背後地利活用の検討

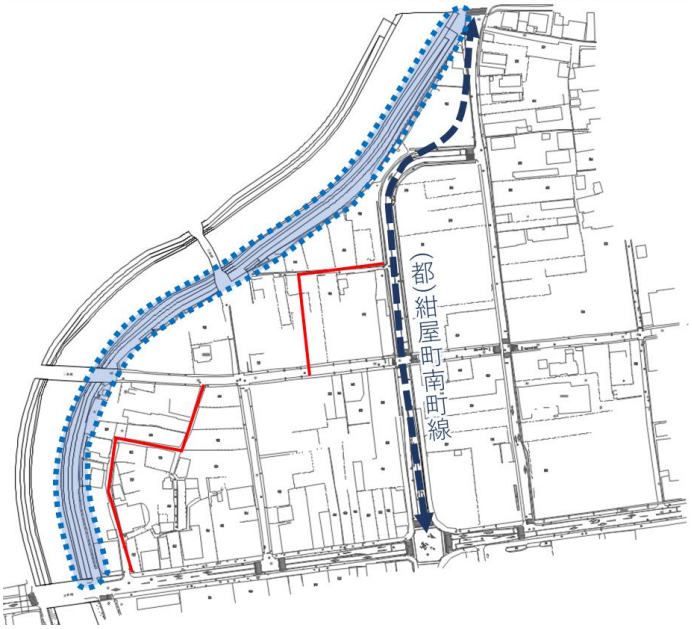

整備イメージ

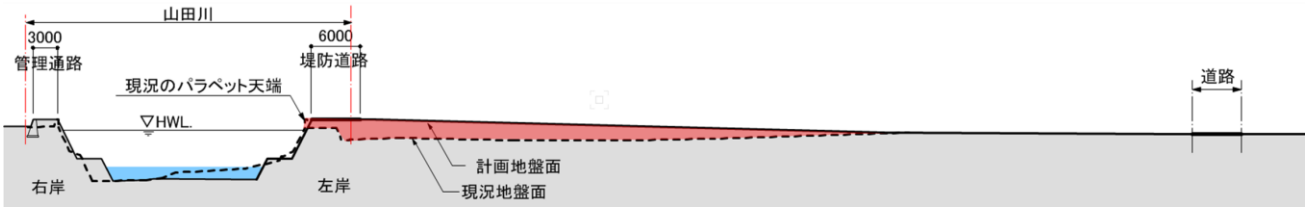

■山田川と一体となった被災市街地復興推進地域の整備構想（案）

【新温泉周辺の整備構想（案）】

・防災性の向上のための狭あい道路整備、未接道敷地の解消、にぎわい拠点施設整備と宅地の再配置、内水の排水対策

・地区内外との交流を促進し「復興未来の杜」を創出する公園やオープンスペースの整備
→歴史的建造物の利活用と連携

・山田川河川整備との連携（管理堤防道路と連携した道路の整備、にぎわいに繋がる背後地利活用の検討）

【鶯温泉周辺の整備構想（案）】

・一時避難やにぎわいに繋がる公園やオープンスペース等の整備

・回遊性を持たせる歩行者の東西方向の通り抜け空間の確保

・土地の利活用を向上させる土地交換による敷地の整形化

・にぎわい創出に繋がるよう鶯温泉を活用した地区内外との交流を促進する拠点施設の整備

③　中心市街地地区のまちづくりイメージ（案）

（３）構想の実現に向けて

各構想の実現に当たっては、水害からの早期の復興を目指し、今後５年（令和８年度）を目途に、生活となりわいの再建や市街地基盤の改善に集中的に取り組みます。

特に、被災市街地復興推進地域の７月の建築制限解除に向けて、道路・公園等の整備方針や整備を実現するための事業手法、適用する区域の決定を目指します。

また、官民連携により、まちづくり構想全体の実現に向けた取組を推進します。

2　青井地区

（1）地区（被災市街地復興推進地域）整備に係る現状・課題

青井地区（被災市街地復興推進地域）の整備に係る主な課題は、被災市街地復興推進地域指定の大きな目的である『安全で災害に強いまちづくりの推進』に照らし、以下のように設定します。

【青井地区の課題】

○避難路、避難地の確保（避難路となる道路、避難地となる公園が不足）
○緊急輸送道路の改良：未改良区間の拡幅による機能強化
○未接道敷地の解消（接道要件を満たさず建替えが困難な敷地が存在）
○住宅地の安全性向上（浸水・地震・火災等に対する安全性向上）

【青井地区の水害対策上の課題】

○流域治水プロジェクトの取組み効果が十分に発揮されるまでには一定の期間を要することを踏まえたうえで、早期再建・復興を図る必要性
○災害に強いまちづくりの推進（命を守る避難方法の見直し、防災性の高い建て方の誘導、災害に負けないまちづくり（防災まちづくり））

■地区の主な課題図

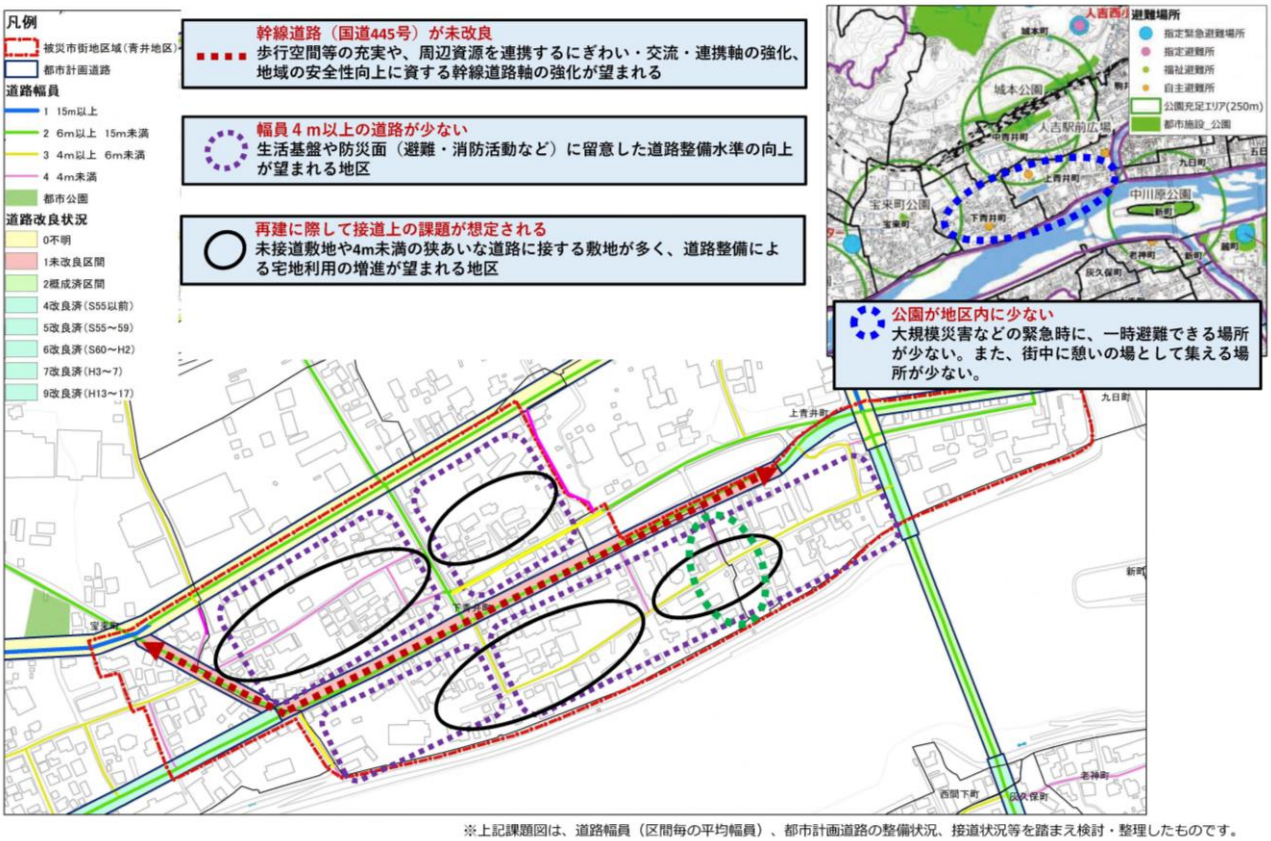

※上記課題図は、道路幅員（区間毎の平均幅員）、都市計画道路の整備状況、接道状況等を踏まえ検討・整理したものです。

（２）地区の整備方針

①　地区の整備方針

青井地区（被災市街地復興推進地域）の整備方針は、地区の課題、復興まちづくり計画における地区の将来像等を踏まえ、以下のように設定します。

【整備方針（整備すべき主な機能）】

◆災害に強いまちづくりに向けて

○指定避難所への避難ルートとなる骨格道路の整備
○骨格道路への主な避難ルートとなる区画道路の整備
○一時避難場所となる公園等の整備
○浸水に強い建物の立地誘導（景観に配慮）

◆復興まちづくりへの効果拡大に向けて

○３つの杜との連携軸の強化による賑わい・交流としての回遊性の向上
○良好な市街地の形成による宅地利用の増進
○賑わい環境の整備による観光拠点としての賑わい形成

■整備方針の考え方

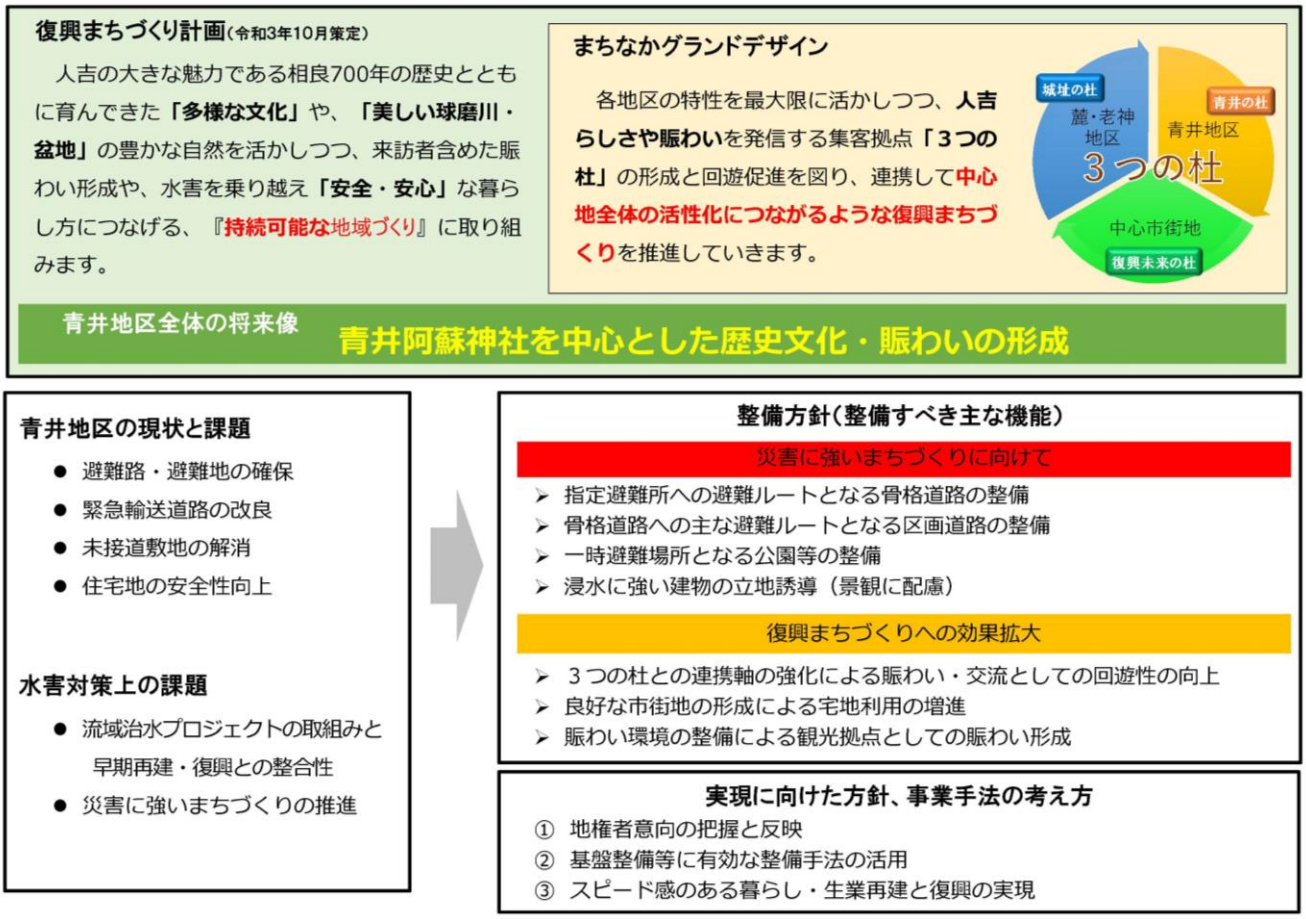

②　道路の整備方針

道路は、防災性の向上、生活基盤の向上、回遊環境の充実等に留意し、必要な幹線道路や区画道路の整備を進めます。

【幹線道路（国道 445 号）】

○骨格道路（緊急輸送道路、避難経路）としての拡幅整備
○幹線道路等との連携による防災や救急活動等の機能性の向上
○幅員は標準１４ｍ（車道は２車線、歩道は両側に設置）

【区画道路】

○主な避難経路と円滑にアクセスできる避難路の確保
○未接道敷地への道路配置による建築問題の解消
○交差点整備による円滑な交通処理
○回遊環境の充実を図る歩行者優先道路の検討
○幅員は標準６ｍ（但し復興のスピードや既存建物への影響等に配慮した計画を検討）

■道路の整備方針図

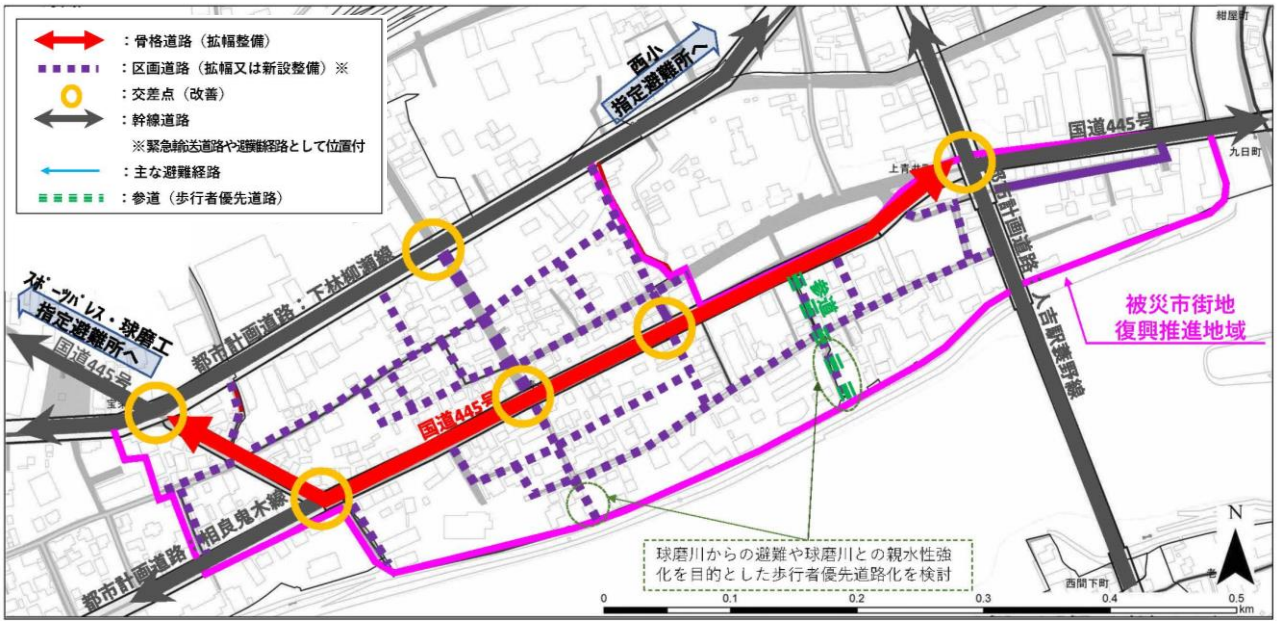

■国道 445 号の整備イメージ

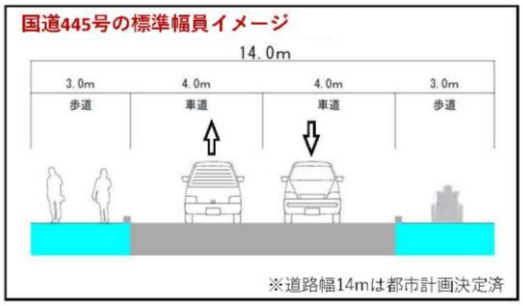

（※）具体的な区域と整備内容は、決まったものではなく、土地所有者・事業者等の意向も踏まえつつ、有効な施設整備方向を検討・調整していきます。

③　公園の整備方針

公園は、誘致距離や避難地としての機能等に配慮しながら、住民の憩いやレクリエーション、青井阿蘇神社と連携した賑わい・観光交流の空間として適宜配置を図ります。

【公園全体の方針】

○地区内の避難場所や既存の公園等の配置状況を踏まえ公園を２か所配置

○地区内の一時避難場所の強化、住民等の交流・コミュニティの増進に資する公園として整備

【西部公園（仮称）】

○周辺住民が利用する街区公園として、子ども遊び場、多世代の憩いとコミュニティの空間として整備

【中央公園（仮称）】

○観光客への回遊拠点となる公園等として整備

○青井阿蘇神社と連携した賑わい・観光交流拠点としての機能強化

○門前町としての賑わい形成軸となるような参道(最大 10m)を整備

■公園の整備方針図

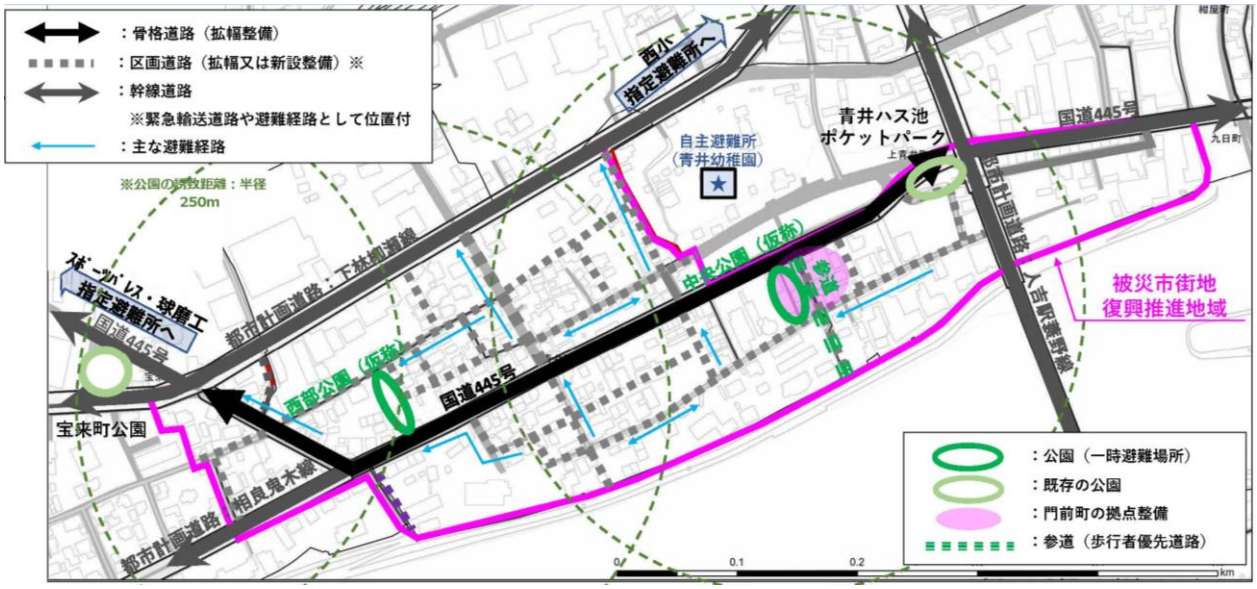

（※）具体的な区域と整備内容は、決まったものではなく、土地所有者・事業者等の意向も踏まえつつ、有効な施設整備方向を検討・調整していきます。

④　土地利用の方針

土地利用は、幹線道路沿道の既存の商業・業務等機能の維持、青井阿蘇神社周辺の賑わい形成、既存住宅地の生活再建等に留意しつつ、適切な土地利用の形成を図ります。

■青井地区全体の土地利用のイメージ

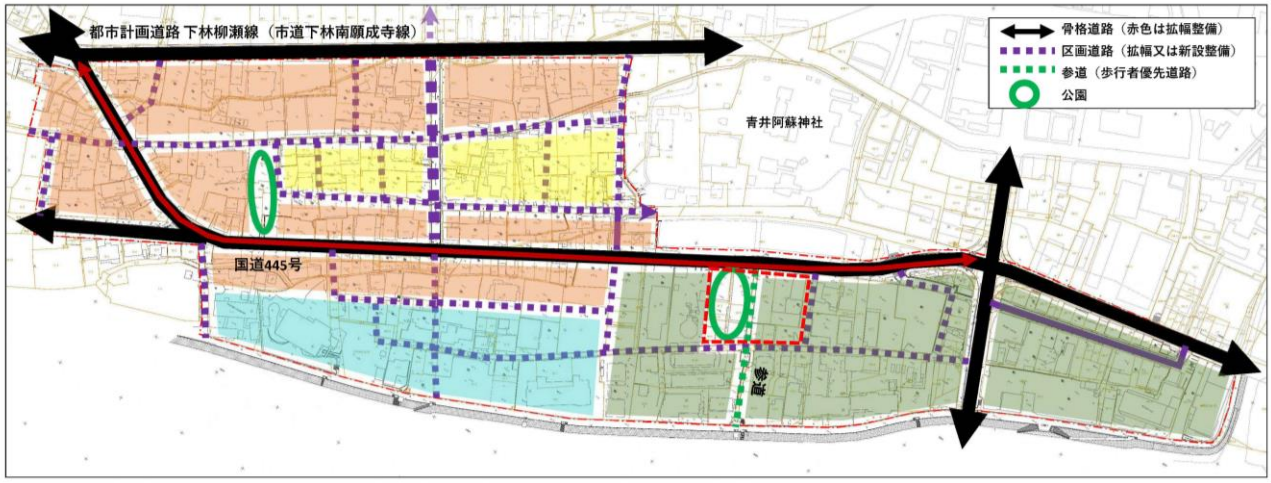

＜土地利用の方針＞

職住共存ゾーン（沿道商業地）
- 幹線道路沿道の交通利便性を活かし、既存の商業・業務機能の維持と、周辺住民等の日常生活サービス機能の充実を図ります。
- 居住機能は、浸水に留意しつつ、低層階は非住居系機能の誘導を図るなど、職住が共存する地区形成を図ります。

まちなか居住ゾーン（住宅地）
- まちなかの利便性を活かした住宅地として、戸建てを主とした住宅地の形成を図ります。

複合利用ゾーン（複合利用地）
- 低地での浸水に留意し、低層階は非住居系機能の誘導を図るとともに、球磨川河畔や青井阿蘇神社の景観にも配慮しながら、低未利用地を活かした建物の高度利用や業務等の複合機能の誘導を図ります。

商業・観光ゾーン（商業・観光地）
- 青井阿蘇神社・駅前・中心市街地との連携性の高い地区であり、青井阿蘇神社周辺の歴史文化・観光資源を活かしつつ、門前町としての賑わい強化に資する商業・観光・交流機能等の集積強化を図ります。

門前町観光交流拠点街区
- 参道（歩行者優先道路）を中心に、観光・商業・交流拠点施設や公園・広場を一体的に配置し、景観にも配慮しながら、地区の賑わい形成を牽引する地区整備・誘導を図ります。

（※）具体的な区域と整備内容は、決まったものではなく、土地所有者・事業者等の意向も踏まえつつ、有効な施設整備方向を検討・調整していきます。

■青井地区西側市街地の土地利用イメージ

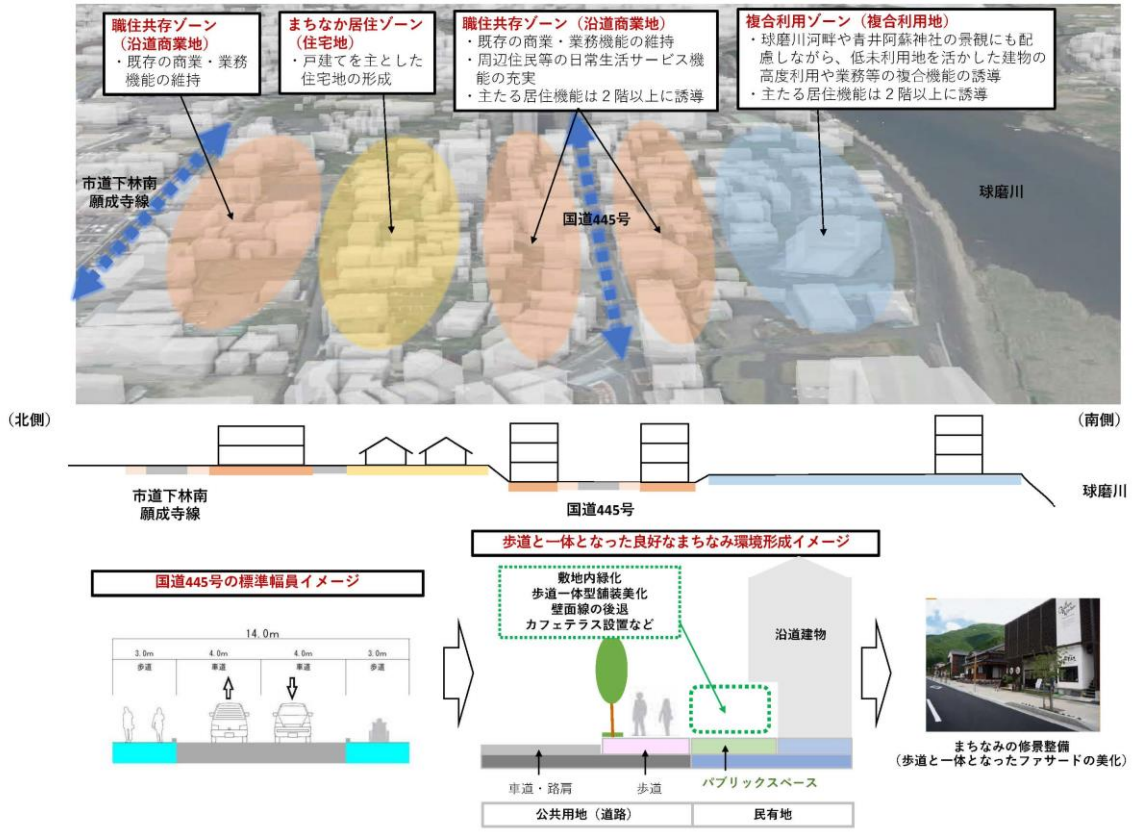

（※）ファサード…建物を正面から見たときの外観のこと。

■門前町観光拠点街区の整備イメージ

（※）門前町観光交流拠点街区の整備内容は決まったものではなく、土地所有者・事業者等の意向も踏まえつつ、有効な施設整備方向を具体的に検討・調整していきます。

（３）事業手法

青井地区（被災市街地復興推進地域）のうち国道 445 号周辺においては、土地区画整理事業により基盤整備等を行っていくことが有効であることから、被災市街地復興土地区画整理事業に関する都市計画（施行区域面積：約 5.2ha）を決定しました。

また、地区施設の整備の担保、安全性向上に資する土地利用・建て方のルールづくり等が有効であることから、被災市街地復興推進地域内全域（土地区画整理事業区域外も含む）において地区計画の適用を目指します。

■事業手法の適用方針

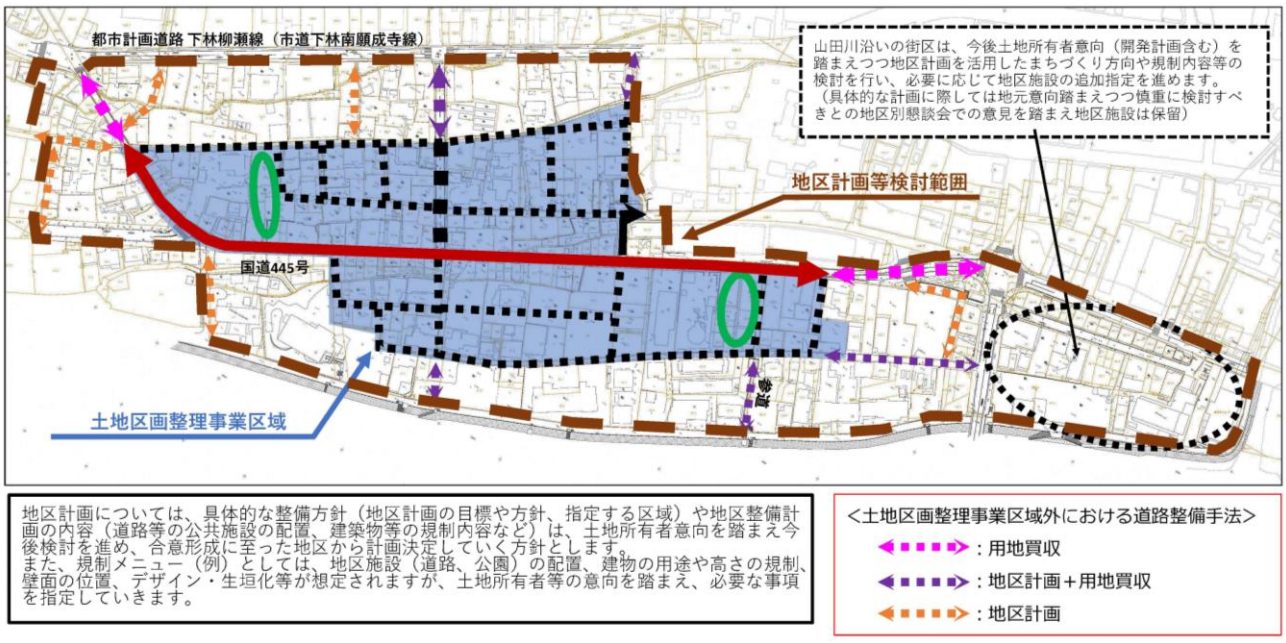

（※）土地区画整理事業区域以外の道路整備や地区計画などの具体的な事業手法は、決まったものではなく、土地所有者・事業者等の意向も踏まえつつ、有効な実現手法を検討・調整していきます。